

ID: 3043

担当部署: 産業観光課

処分の概要	許可の取消し		
法令名 根拠条項	農地法 第3条の2第2項		
法令番号	昭和27年法律第229号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第3条の2第2項の規定による。 (農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し等)</p> <p>第3条の2</p> <p>2 農業委員会又は都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第3項の規定によりした同条第1項の許可を取り消さなければならない。</p> <p>(1) 農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当該使用貸借による権利又は賃借権を設定した者が使用貸借又は賃借の解除をしないとき。</p> <p>(2) 前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 3 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日